

【講座 2】

法制執務入門 初めて作る改正規定

講座の特長

本講座は、一部改正条例を制定する際の前提知識となる「一部改正の基本的なルール」を学ぶことを目的としています。
多数の自治体からご愛顧をいただいている弊社法制ソフト課による法制執務研修です。
基礎編と実践編の2本立てで構成されており、基礎編では、一部改正の手法をインプットしていただき、実践編では架空の条例を元に、基本的な一部改正の方法を練習します。

標準学習時間

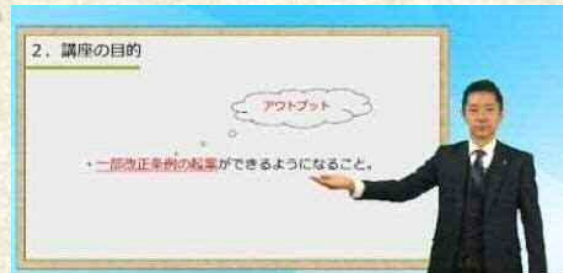
165分

受講期間

令和3年9月15日(水)
～令和4年1月27日(木)

担当講師

株式会社ぎょうせい法制ソフト課
山下 勝弘 (やました かつひろ)



平成9年4月(株)ぎょうせい入社、現行日本法規の編集や例規整備の支援、法制執務研修の講師を担当。専門用語ばかりではなく、かみ砕いた解説がわかりやすいと好評。研修のリピーターも多数。

プログラム

【基礎編】

第1章 オリエンテーション

自己紹介、講座の目的、講座の構成

第2章 「一部改正」って何だろう

第3章 条例の各部分の名称を覚えよう

条例の基本的な構造、条文の構造、
条例の各部分の名称、項、号、号の細分、
表、別表

第4章 改め文で使われる言葉

改める、加える、削る、とする、付する

第5章 一部改正には原則がある

原則その1～その5

第6章 句読点は、どちらの仲間

列挙された語句を結ぶ「、」はその直後の語句に従属している、
句点はその直前の述語に左右されない

第7章 条を加えたり、削ったり

条の追加、条の廃止

第8章 表・様式の一部改正

表の一部改正、様式の一部改正

【実践編】

第1章 オリエンテーション

自己紹介、講座の目的、講座の構成

第2章 現行の条例を読んでみよう

第3章 変更の内容を確認しよう

第4章 改正内容を現行の条例に書き込んでみよう

第5章 一部改正条例を作成しよう